

## 議案第 3 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 2 月 21 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

人事院勧告による給与改定及び町の財政状況を鑑み、財源確保策として引き続き特別職の給与削減を行うこととしたため、本条例案を提出するものである。

## 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和31年箱根町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の207.5」を「100分の212.5」に、「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

（期末手当に関する特例措置）

14 平成30年6月及び同年12月の期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、100分の10に相当する額を減じた額とする。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第1条改正後条例の規定を適用する場合には、改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支払われた期末手当は、第1条改正後条例の規定による期末手当の内払とみなす。